

高野町生活応援プレミアム付商品券の使用方法

使用できる事業所等

本商品券の利用可能店舗等については、店舗一覧（別紙）に加え、松源移動販売車及び伏原店にてご利用いただけます。また、最新の商品券利用可能店舗等については、高野町ホームページにてご確認ください。か、企画公室、富貴支所にお問い合わせください。

※商品券ご利用の際おつりは出ません。

利用可能期間

令和 7 年 10 月 10 日～令和 8 年 2 月 28 日

商品券を利用できないもの

- 税金、振込手数料、振込代金、電気料金、ガス料金、水道料金等の国、地方公共団体への支払
- 医療費、薬等の保険適用されるもの
- 有価証券、他の商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 3 項に規定する製造たばこ
- 現金と換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項から第 10 項に規定する性風俗関連特殊営業等において提供される役務
- 特定の政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- 商品券の交換及び売買
- 町指定ゴミ袋
- その他町長が不適当と認めるもの

注意事項

本商品券の利用後は、利用金額分が税務上、利用者個人の一時所得として所得税の課税対象となります。ただし、本商品券利用額と他の一時所得の合計金額が 50 万円を超えない限り、利用者個人の課税所得は生じません。（一時所得は、所得金額の計算上、50 万円の特別控除が適用されるため。）

問い合わせ

- 高野町企画公室（事業全般） T E L : 0736-56-2932
9 : 00～16 : 00（土日祝日を除く）
- 高野町富貴支所（事業全般） T E L : 0736-53-2301
9 : 00～16 : 00（土日祝日を除く）